



料はどれくらいの額で貰いをされるおつもりですが、お伺いいたします。

○本村(忠)政府委員 ただいまやつておりますのは、大体生活保護法一ぱいでやつておりますし、月五百円になつております。

○田中(松)委員 これは直接関係があまりませんが、この際もおわかりでしら、お示しを願いたいと思います。

國立病院に入院しておる人たちが五十六円徵收されて、實際は二十四円五十銭の貰いを受けておると言つておりますが、これは私の聽き違いかもしれませんが、納得がいかなかつたので、こ

ういう疑いが起る。こういう事実があるのでしょうか。おわかりじやございませんか。

○山崎委員長 私から補充いたします。私もきのう立会つたのですが、生活保護法による生活保護の費用を計算し

てみると、一日五十六円もらうことになつておる。ところが五十六円は大藏省からもらつておいて、厚生省で貰いをする時分には二十四円五十銭の貰い

よりしてない。そうするとその差額五十六円の割合でもらつておりなが

ら、二十四円五十銭よりかけない

ということは、まことに患者に対しても御調査をいただいて、御説明いた

き漏らしたかもしれません、生活保

護の目的で一箇月一人五百円程度の貰いとおつしやつたのでしようか。もう一度度済みませんが。……

○田中(松)委員 生活保護法によつておらして、一度済みますと、それでやつておる、こうしたことあります。

○木村(忠)政府委員 生活保護法によつておらして生活扶助金を渡しておるの

りまして生活扶助金を渡しておるのあります。それをもつて一ぱいでやつ

るもの考えにりますと、それでやつておる、こうしたことあります。

○宮崎政府委員 ただいま第四條のこ

とで御質問がございましたが、この百円と申しますのは、支拂のための金

ではありませんので、何か予想すべか

に申しましてこれで貰はざるのだと

言えどぞれきりでありますけれども、

特に患者でありますから、その最低の

限度というものがあるのです。最低

の限度でその金で貰ひ得たらよろしゆ

うございますが、どうしてもそれでは

足らぬという場合には、自分の方で補

いものでしようか。

○木村(忠)政府委員 現在給與いたし

ております生活保護法の関係の費用で

大体十分であるというふうに存じてお

ります。

○田中(松)委員 これはまだ手当をし

なればならぬような人たちも含めて

いるものでしようか。もう手当しなくてもよいが失明してしまつておるとい

うようなくあいになるのでしようか。

○木村(忠)政府委員 目の方の手当は

まったく要らなくなつた者を収容いた

すわけであります。

○田中(松)委員 第四條の基本金は百

かねから、こういふような方法をお考

えになつたのであります。しかし、まだ關係制度を変えただけで——素人考えでい

ますと、そこに相当大きな予備金

をそのままつておつて、そうして

はいつくるのと出すとのバランス

がとれない場合、あるいはそのいすれ

をその積立金で田滑に運営する。こう

あります。これは使う意思はあります

と同時に、この種法人を設けますため

の基本金といたしてきめました金額で

あります。これは使う意思はあります

支拂うべき金のないときに、万やむを得ず使う金でござります。診療報酬の

支拂は各保険者と契約をいたしまし

て、前渡の金をもらつておきまして、

毎月何千万円の金を支拂うのでございまして、この百万円はまったく單なる基本金でありますので、政府は四十万円出しまして、その他の保険者が厚生大臣の定めるところによりまして少しづ出しあつて基本金にするというものであります。

○宮崎政府委員 ただいま田中さんの

言われました点は、よく私ともわからぬのであります。ただ從来はこの種の仕事は日本醫師会、日本歯科醫師会が、保険医のために政府から金をもらつて、そして保険医にわたる。また保険医の方は、日本醫師会を通じて政府に診療報酬を請求するということです。お医者さんで申しますと、日本医師会がこの仕事をやつてしまつたのであります。

○田中(松)委員 今までの制度はどう

も円滑を欠いたから、こういふことをお考へ出しになつたものでございまし

ようが、おつしやるようなくあいにい

る金を預かつておきまして、そして医療担当者に請求に従つてこれを支拂

さう、その請求には確実に迅速に支拂

さう、こういふ任務を帯びる法人にいたしましたのでございまして、いずれも政府あるいは健康保険組合、船員保険、共済組合、國民保険の一部とそういう契約を結びまして、それによつて支拂う、金をもつて、それによつて支拂う、

こういふ組織に相なります。しかしこれは医師の全體の人たちが心から一致いたしまして、りつばな医師会をつくつて、そうして医療の向上のために努めると、いう医師会であります。そこで私たちもいたしまして、こういふ雑務

○田中(松)委員 その点については上

く了承いたしました。実際そういう仕事は今まで医師会あるいは歯科医師会の方に主として扱つてもらつておつたのであります。これからはそれとは別個の機関によつて扱うようになりますが、たとえば第三條に「主たる

●田中(松義員) 第十七條「基金は、  
もりであります。  
起債をすることができない。」と限つて  
おりますが、これは起債をする必要が  
ないからというのですか。特にこの條  
項を設けた根拠はどういうふうでござ

関から借りるのでありますて、先ほど申し上げましたように借りないでやれるつもりでありますから、もし一時借り入れをやる場合は、きわめて例外に屬しますので、普通の金融機関から若干千円の期間一時借り入れをする。こういうこと

ござりますが、この被保険者の代表は、大体労働組合を通じて選んでおりまして、相当多忙な人がはいっておられますので、欠席せられる方もあることは事実でございます。今後選定をいたしましては、なるべくおきましては、なるべくお

審査会の意見等もございますので、とくこれを聽きまして決定いたしました。  
思つております。

事務所を東京都に、從たる事務所を各都道府縣に置く。」とあります。が、その下部組織はどういうぐあいになるものでしようか。あるいは今まで通り医師会、歯科医師会の方に、別な形でお願いするか、あるいは市町村などの公共團体の方に委託するようになるのでしょうか。

○宮崎政府委員 これは実はこの種公法人が金融統制上起債をやつてはならぬという方針になつておるそうでござります。それでその関係でこの條文がはいつたのでござります。でありますからこの仕事は起債をしなくてはやれどあります。また起債はしてはならぬ。どういう意味ではいつておるのでございまして、私ども起債なしでもやれると思います。ただ金に詰り、やがて返し得る見込がついで、一時借り入れをするといふ程度のこととはやらなければならぬじやないかと思つております。

○鈴原亨委員 健康保険法について二点お尋ねいたしたいと思います。第一点は、四十三條の大並びに四十三條の七にござります社会保険診療報酬算定協議会のことについてでございますが、その場合に被保険者を代表いたしますものとして在来厚生省において指定された方は、算定協議會それ自身にも御出席されることがはなはだ少いような方がございまして、事実上これらの被保険者を眞に代表しているということを私も第三者の者が認めることができなく、いよいよ方方が出ておいでになるのでござります。これはおそらく被保険者の方を代表するものでござりますから、

席になれる方をお願いするつもりでございます。それから算定協議会におきまして結論が出て、厚生大臣が諮詢いたしました大臣の意見と食い違うという結論がお出ました場合に、厚生大臣が算定協議会の結論を採用しないで、他の意見を用いるときに、医療関係者の意見を聞くかどうか、こういう御意見のように重視いたしましたのであります。算定協議会は御承知のように、民主的な方法で認められるので、なるべく算定協議会の意見に従うでございます。

万一厚生大臣の考え方と食い違う場合がございましたならば、御説のように直接医療を担当いたしまする医師、あるいは皆手で書かれた原本の御意見を慮りながら

ますが、しかしこの性病に対する現在までの政府の措置といふものは、あさりにも積極的ながかつたことにおいても、私どもは遺憾にたえないと思うのであります。この性病予防法案の性質においても一九一七年においてこれが施行されておる。日本においてはアメリカの十年後の一九二七年においてつゝられましたけれども、しかし改めてこのたびの性病予防法案を考えまして、も、現在まであまりにこの法が活用されていなかつた、法はできてもこの上に立派な、性病に対する対策といふ

点に「えきしょ」とは「私ども」といたしまして、  
しては、全國に三百數名の職員でいいま  
しておるのでござりますので、大  
した事務所は設けるつもりはございま  
せん。それで大体從來は醫師会の事務  
所を借りておつたのでありますから、縣廳  
の一部か醫師会の事務所か適当な所  
を借りまして、そこに支部の幹事長、  
幹事、職員をおいて、あまり大規模な  
人事の構成をいたしませんがやるつも  
りであります。そしてその事務の連絡  
は醫師会及び縣廳等とよくとりまして  
やりたいと思つておりますし、この事務  
務に從事するのは、從來から醫師会か  
ら醫師会の職員でこれに從事しておる  
人がたくさんおりますので、その職員  
で御希望の方にこちらの方へはいつづ  
いただきまして、仕事をやつしていく

○田中(松)委員 その借り入れの場合は、何か厚生省の関係の金を一時融通するということになるのであります。しかし、また預金部あたりからの、何とか、厚生省のわく外の方で、どうなるのでしょうか、もちろん何を借り入れをする場合、限定をする必要はない、ありませんけれども、念のためにそういう点も起債をすることができないといふ点も、厚生省内の内輪同志会で、限つた場合は、厚生省内の内輪同志会で、金をまわし合ひするのではなくて、預金部からといふことになると、それは言葉をかえてみると、と、本條のこの條文に徳義上区切られるようなおそれがありはせぬでありますか、その点をお聽かせを願います。

ら、保険者と別箇の立場において自分達の主張を述べるべきものでございまして、これら被保険者代表をお選びになりました点におきましては、ただいま申したこと上げました点を御考慮くださいますからどうか。もう一つはそもそも算定協議会においてきめられました社会保険の診療報酬が、厚生大臣が御指定になりますから、この場合にこれと違つたかづこうな御指定になります場合には、在來もございましたように、医師会及び歯科医師会の意見を御参考に徵せられるという御意見があるかどうかということを承りたいと存じます。

○ 柳原(亨)委員　社会保険診療報酬支拂基金法について一点お尋ねいたしたいのでございます。診療内容の審査をいたしました場合に、在來官公立病院において治療いたしましたものにつきましては、かなり審査がルーズでござりますて、いかがわしいものがたくさんあつたと存するのでございますが、今後これらのことにつきまして、官公私病院、あるいは診療所同様な基準とに審査をなさいます御意見でござりますか承りたい。

うな在スリの性病に対する文書と之  
を防ぐことはさらに考えられて  
なかつた。現在までこの性病が蔓延  
た原因はそこにあつたのではない。  
指導もなく、あるいは予防の対策もな  
かつた。こういうことはまさに遺憾  
にいたえないと思うのであります。最近  
私ども中等学校の校長より聞きまし  
が、中等学生の間においても、すでに  
性病が増加しておる、こういうことは  
私は聞きまして、實に愕然といたしま  
のであります。もしこのようなことば  
このままに放置されまつたならば、ま  
つたく日本の將來のためにも、民族  
滅亡であるといふようなことを、私  
心配いたすのであります。これは要  
するに、性病に対する指導が何らなか

○宮崎政府委員 診療報酬算定協議会に出席されまする被保険者の代表者中、欠席があるというお話を

われる通りでございますが、今後におきましては政府といたしましては審議をいたしたいと存しております。たゞ

心配いたすのであります。これは要るに、性病に対する指導が何らなかたということ、殊に敗戦後において、

すべてが自由な波に乗つておるためとも見えますが、ほんどの性病といふものが底知れずには蔓延の一途をたどつております。この事実を考えましても、單なる法律において予防をはかるにとことでなく、いわゆる予防の施設といふことをつくりますけれども、しかしながら現実的な方法を、重大なる関心をもつて考へなかつたならば、恐るべき結果が招來するのではないかと考えておる次第であります。政府は本案をつくるにあたりまして、最近いろいろな法案をつくりられましたけれども、しかしながらこの法案の裏づけとなるところの予算といふものは、ほとんどわれくが考えられない僅少な予算によつて、たゞ一時を糊塗されておるというようなことが多いであります。政府はこのためにこの予防法案をつくると同時に、これに対する予算についてはどういうふうな熟意をもつて組まれましたか、お聴きいたしたいのです。

義務におきまして、花柳病を徹底的に治療し、またみんながよく花柳病についてわかつてもらう。こういうことが第一章の一、二、三というところに掲げられておりまして、これに向つて協力していただきたい。こういう意味におきまして昨年來花柳病の徹底的治療をはかりまして、約一箇月間一千万円内外の治療費を特に捻出いたしまして、花柳病にかかるて医者から届出された者に対しまして、徹底治療をいたす。この治療費は傳染病と同じように、國庫が全部もつべきが建前であります。國の財政の現状におきまして、出せない人からはとりませんで、これを全部國費をもつた治療する。こういう建前をとつてまいりました。現在その治療費を続けておりますが、今度は、この予防法が通過いたしますれば、予防法によりまして、これが実施されることになりますのであります。仰せの通り、若き者の性病に対しましては、私たちも非常に寒心にたえないところがあるのであります。進駐軍のいろいろの話を聽きますと、アメリカにおきましても、昔は日本と同じような花柳病に対しましては、非常に恥かしい意味におきまして、口をこうやつて隠して話をするような建前であります。だが、今度の第二次歐州戦争が始まると同時に、そのときの衛生の担当の長官が、花柳病は恥かしがるべきものにあらずということで、徹底的に治療をいたしたのであります。それ以後非常に態度が変つた。日本もそういふ式にすべきものである。こういう意見が非常に熱心に唱えられましたが、

われ／＼これに対しまして、まつたく同感でありますて、先般ごらんに入れましたよな露骨な映畫もつくり、まただいま露覧会その他におきまして、猥褻罪の線からはずれたところにおきまして、正しく性病の知識を與えることについて、一月より積極的に努力いたしまして、仰せのことき問題につきましては、速やかに予防知識を普及いたしまして、各人が守りますように、ほんとうに積極的にやつていただきたいということをやつております。従つて、ただいま申し上げました治療の補助、それから強制健康診断補助でありますとか、診療所の補助でありますとか、あるいは接触者の調査費補助でありますとか、そういうものを合わせまして約八千八百万円ほどが、この法律が施行されると必要な予算でありますとか、その中の治療費その他は昨年度から継続しておりますので、若干手元にありますと、診療所の補助でありますとか、あるいは接觸者の調査費補助でありますとか、その中の治療費その他は昨年度から約八千八百万円、それに診療所を若干創設いたします費用が八百万円ほどありますて、約九千六百万円、一億円近い金が國庫補助になつております。これによみまして、今年度は性病に対する花柳病予防法といふ名前を変えまして、性病予防法として、國民全体の病氣として、極力その予防に努力いたしたいと存じております。

からいたしますれば、從來におきましては、法文はできましても、その負担額といふものはあまりにも少いため、もう予算がなくなつて、ならべく来てない方がよいというような氣分をもち、また來た者に対しましても、実際にかわいそな考え方をもつ、こういうふうなことが訴えられておるのであります。が、どのような治療費を予算として見積られておるか、伺いたいのであります。

お聞きいたしまして、お金がなくてできないなればこれは片方で金を貸す。それでなくてやめた人は続けて来ていただくというように、完全治療といふことを目標にいたしております。在来のこれ／＼の薬がいくらだというようなことではなくて、原價を出しまして、たとえば注射料は保健所では五十円、お医者さんは百円か二百円とつておるというようなことのないよう、県におきまして原價と治療費を別個にいたしまして、そういう問題の起ります。ぜんぜんよくやつております。これは実施いたしまして現在相当の成績をあげつつあるのです。本法案が通過いたしますならば、各地にブロック会講を開きまして、一層徹底をいたしました。お金がなくてお困りになつておるというようなことのないようにならたいと思います。そういう点につきましては一層注意をいたしまして、間違いの起らないよう努めさせていただきたいと思います。要は完全治療であります。その治療費は、薬はつきりきまつておりますので、先般有田委員からもこの点については御質疑がありまして、薬を政府の方で安く賣つたらどうだ。要するに、中間の手数料をなくして、安くして、完全治療をやつたらどうかというような非常な結構な御意見がございまして、いま鋭意その点についても考究いたしまして、できるだけ安くして、徹底いたしたいつもりであります。なおただいまでも県の中には、結核を治療するお医者さんを特に縣が指定した人を設けたところもあるのであります。そこに行けば、間違いないよう徹底的にやつてくれ、また困る人はそういうことができます

ようへいたしてあります。さよう御承頬へます。

○齋藤(見)委員　たいへん熱意のあるお話を聴きましたが、最近におけるちらほらの聲を開きましたが、性病が猛烈に宣傳されているがごとき風潮があるのであります。あいの淫靡文學の氾濫から考えましても、もちろんあれは現在の一般の空氣がありますが、これに劣らないくらいに性病といふものが恐るべきものであるという並行された宣傳をしないと、いやが應でもありますから、どうか性病が恐ろしきものであると見るところに見えて、まことに寒心いたさざるところでありますから、どうか性病が恐ろしきものであるということの宣傳と指導についてこの際十分にお願いいたしたいと思うのであります。

ます。そうすればいわゆる健康診断以上の効果があるのでないかと考えま

すので、この点についてお聞きしたいと思つております。  
なお第九條であります。第九條は、妊娠した者は医師の健康診断を受けなければならぬ、ということです。妊娠した者が健康診断を当然に受けたといふことは、非常に私は力強く思つてあります。その健康診断の結果につきましては、もちろんこれは届出制が嚴重にされなければならないと思うのであります。なおそれについてお尋ねいたしたいことは、今まで完全なる健康診断が妊娠した者について行われなかつたというために、日本における乳児の死亡率といふものは非常に高率であります。殊に乳児の死亡率の中において、いわゆる性病梅毒によるところの死亡率といふものが相当の数でありますと考へられるのであります。これに対する何か調査あるいは統計といふものはありますようが、この乳児の死亡率といふものが多く先天性の弱質による。さういうことにおきましても、いかにこの性病によるところの死亡率が多いかといふことが考へられる次第でありますと、この点につきましてお聽きしたいと思うのであります。

に見せるべくやつておりますが、なほ國覽会を行い、あるいは書籍等も厚生省

自身でつくりまして、一つのスタンダードをつくつております。そうして極力これをわからしめていきたいと努力しておりますので、さよう御承知願います。

なお第八條の診断書であります。この診断書は要するにからだをすがり健康診断するという意味でありますて、仰せの通り、尿と血液の検査を診断書に書き、尿の中に淋状が見えるとか、血液がどうとかいうことを検査する。実際から申しますと、私たち医者からいえ、血液検査と尿だけでは、この間福澤委員、榎原委員のお説のあつた通り不完全であります。それをワッセルマン反応をやるとか、また実際に局部を見て診断するというように、いろいろの観點から第八條に書いたように極力努めております。同時に仰せのごとく、性教育もどしへ実施しまして、将来はこういう問題はみんな普通のこととし、またそういう結果を心配なく避けていきたい。これを私たちのしなければならない努めだと思います。

して、書くのはよそう、そこで本人によく知らせてやつていくというふうに

して、今後は母子保護の関係と性病の関係と相互に連絡をとりまして、妊娠したら一日も早く血液の検査をしてもらつて、それが早ければ早いほど効果がありますが、どちらにしても子供をりっぱに生むように性教育を行なべきである。数字は私手もともつておりませんが、後ほどわかつているのがございましたらお届けしたいと思います。

よう、できるだけ自然的に診察を受けることが一番希望されるところ

であります。が、それがどうしても困難なときには、一定の傳染源と思われる人たちを見つけて、それを防ぐ意味でおきましてこういう十二条を加えたのであります。これは人種蹂躪の問題が起りやすい。また調べることにつきましても、局部を見る、ないしは血液をとらなければならぬという点がござりますので、その方法は厚生大臣まで診察方法その他のいろいろのものを書いてまいりまして、それを厚生大臣の方で認可したものによつて実施することになつております。今仰せのようなな学校みたいなものでありますから、これは人の名前に関する事とでありますから、できるだけ秘密裡に性教育によって順次これを御実施願います。わざば、法律によらないで自発的に協同的にお願いできますれば、私たちとしては結構であります。またそういうよろしくて順次これを御実施願います。わざば、法律によらないで自発的に協同的にいくように性教育の宣傳、指導については極力努力したいと思っておりります。

うような弱点につけこみまして、漏らすばかりでなく、こうした性病の事実というものをもつて脅迫する。こういふことがあります。そうしますればかえつてこの性病に対する考え方を悪化するというような状態もございます。そういうことでまた悪い結果も生むのであります。最近においては、はなはだ申しにくい話であります。多くの官吏といふものが、官吏の役得といふものは当然だというような考え方を、ままもつておるのであります。そのために自分の役目を利用して、何かものにしたい。こういうことが到るところ枚挙にいとまがなく起つておるのであります。

あります。お示しのよう、性病予防の事務に従事し、その書類を整理しておつて知つた者に、そういうことがありません。そこで、特に議会が済みましたならば、各地でプロジェクト会議を開きまして、関係官にとくと話しまして、そういう問題の起りませんように、一層政府当局としましては努力したいと存じます。さう御承知願います。

○齋藤(見立委員) いい歟の処理場に関する法案ができましたことを、私どもは喜ぶものであります。実はこれに関連いたすのであります。このいい歎の検査につきまして、いわゆるいい歎の検査員といふものが町村に何名くらいあるか。あるいはまた保健所といふものには何名くらいあるか。またこれに対する予算はどうのくらいとつてあるか。これをお聞きしたいと思うのであります。

○三木(行)政府委員 取締りにあたる人間は、一体どのくらいあるかといふ御質疑でございますが、このいい歎の検査につきましては現在のところでは、屠場の監督をしておりますところの屠畜検査員、これが業務をいたしておりでございまして、当該更員といたしましては、屠畜検査員がやつておるという実情でございます。従つてこれは從來ございました一警察に約二三百人という程度の人間でございまして、現行では保健所区域内に一人程度しかおらないのでございます。これは人數も充実しなければならぬと考えるのであります。いたしましても非常に不足でござりますので、この点については私どもも充実しなければならぬと考えております。いろいろと計画をいたしておる。こういう現状でございまして、なほこの処理場の検査の仕事は、

○山崎委員長 暫時休憩いたします。  
午前十一時二十五分休憩

午後二時四十六分開議

○山崎委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律案及び國立光明寮設置法案を議題といたしました。本日議題といたしまして審査いたしました國立光明寮設置法案につきましては質疑も終了していると思ひますのでこれを打切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なければ本案についての質疑を打切ります。

次に恩給法の一部を改正する法律案及び國立光明寮設置法案についての討論に入りますけれども、討論の通告がございませんので、これを省略してただちに採決に入りたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なければさよなら決します。

採決に入ります。恩給法の一部を改正する法律案及び國立光明寮設置法案を原案通り可決することに賛成の諸君の御起立を願います。

〔「総員起立」〕

○山崎委員長 起立総員。よつて両案を原案の通り可決いたされました。

（二）異議なし」と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議なければさよう  
取計らいます。

○山崎委員長 次に性病予防法案、健康保険法の一部を改正する法律案、へい獸処理場等に関する法律案、社会保険診療報酬支拂基金法案を一括議題にいたします。質疑はこれを許します。

有田委員。

○有田委員 第二十六條にも「傳染の虞がある性病にかかるつてゐる者が、いんをしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。」とあり、その他これに類した法律があります。これらの病氣にかかるつてゐる者が懲役になりました場合に、刑務所には何所の中に病院の設備がありますかどうか承りたい。

○高橋説明員 ただいまの御質問についてお答えいたします。刑務所には原則としては病院の施設はありませんが、ただ看護の上に病棟を特別につけております。そしていろいろの病氣にかかるおる者だけを、營養と申しますが、病棟をつくつてその中に入れるわけであります。またそれによつて医師を配属しております。結局病院ではありませんが、病棟をつくつてその中に入れるわけでありますから、後刻お願ひいたします。

○山崎委員長 有田君途中ですが、山崎君が局長の都合でこの際質問したいことがありますから、後刻お願ひいたします。

○有田委員 承知いたしました。  
○山崎委員長 山崎道子君。  
○山崎(道)委員 続けて質問しなけれど熱が乗つてこないのがありますけれども、ちょっとと局長の都合もあるそうありますから、社会局長にお伺いしたい点を最初に申し上げてみたいと思います。性病予防法案が出しまして、いろいろとここに法案を拜見しておるのですが、これが施行されまして、私の聞くところによりますと、現在いわゆる娼婦でござりますが、これが取締られて、そうして検査を受けた病院へはいり、そうしてその病院から退院してからはいる他の厚生施設、特殊施設と申しましようか、これがその後どういうふうな状態にあるか、その成績はどういうふうであるか、なおまた今後こういう法律で規定されますについてそれに対処するだけの御用意があるかということについてお伺いいたします。



でござりますが、御承知のように今日食肉といたしましては、屠場法その他の法令によりまして、屠場で殺した肉、検査員が検査をした肉以外は市場に出ないのが原則でございます。例外としては、自家用屠殺といたしまし

これらがこれは適当な肉でない。検査のほんこがない。あるいは疑わしい贞があるといふように巡回して、これを調べると、う措置を講じておるようになります。たゞいま御指摘のよう人に手が不足のために、検査不足で

ことであります。ここに政府におきましても監医課といふうな特殊な衛生課を置きました。この監視衛生を管理するということを私は現在の実情から考えてまして要望するのであります。これに対する政府の所見をお聞きしたい。

当であると認めるときは、「ございま  
すが、この「構造設備が公衆衛生上不  
適当であると認める」というのはいかが  
なる内容であるか、お聞きしたいと思  
います。

おる場所というのは具体的にどうか、  
いう御趣旨であります。この法律の考  
え方といったしましては、大体この法律  
によりまして大綱をきめる。そうして  
具体的の問題は都道府県知事にお願い

て、料理屋、旅館その他の店でないもの、そういう食料品を賣らないものの、自家用屠殺をやる場合それから牛馬等が死んだ場合に、その肉を食うこ

あるというようなことはたいへんない  
と思いますので、その点については、  
私どもも、それく行政運営の面で少  
く縣に人を派遣してしまって、本ほん

○三木(行)政府委員 御指摘になりま  
したように、獸畜共通の傳染病を防遏す  
る上に、これは非常重要な問題で、

○三木市行政府委員：「いのち処理場の  
建物につきましては、市街地建築物法  
によりまして一應の規格があるわけで  
ござります。しかしながらここで申し

するという趣旨でございます。従いまして入家が密集しておりますのも、これらの施設が決して密集地帯に対し公衆衛生上心配がないという場合に

とができるのは食品衛生法においてたが外傷等で死んだ場合に限る。しかもそれを屠畜検査員が検査をしてよしといたします場合だけ、肉が市場に出るようなことになつております。言いかえれば屠畜検査員の手を経ない肉は市場に出ないわけであります。ただいま御指摘になりましたようなへい獸の肉

おるものをお補充する等適切な措置を講ずるとともに、これらの職員の増員と、いう点に、保健所機構の整備とにらみ合せて、十分の努力をいたしたい。かように考へる次第であります。

いたいです」といふ非常に重要な問題であります。また今日わが國民が特に蛋白质の不足の食事をいたしておるのであります。これに安全ないい物を供給することば、これまた必要なことであると言をまたないことであります。厚生省といたしましても、今後大いに努力をいたしたいと考えておる次第であります。御指摘になりました

する構造設備といふものは、これら  
の構造設備の市街地建築物法のわくに  
はまるものであつて、その運営の面に  
あります。たとえば障壁が十分である  
とか、門戸がよく閉されておるとか、  
あるいは内部の周辺の汚水溜りはどう  
であるか、あるいはその他の清潔の感  
じはどうなつておるかというようなこと  
とを指標するものでございまして、そ

が外に出るということは、私ども一應常識として考えられないのです。すなわち疾病で死亡した際ににおいては、家畜防疫員がこれをへい獸処理場に運ぶことを指示いたしまして、一旦へい獸処理場にはりました肉は、肉でもひづめでも何でも、病氣で死んだ場合においては屠畜検査員の指示以外は外に出ないことになつております。

とであります。現在市場に出ておる  
ということも私は聞いたのであります  
て、検査員が一警察に一人、一保健所  
に一人であるという事実から考えまし  
て、こういうことは予想されることで  
あります。もしそういうことであると  
すれば、あまりにも重大な問題である  
ので、私はここに政府に対し提唱い  
たしたいことは、いわゆる獣類衛生と

獸医課の設置という問題につきましては、これらの関係官の勇氣を高揚するのみならず、実際の成果をあげる上に必要であることは私ども感じておるところをございまして、御指摘になりますした点に向しまして、御期待に副うような努力をいたしたいと考えておる次第であります。

これらが「公衆衛生上不適当であると認めるときは、」という趣旨であります。○齧臍(見)委員 第十一條におきまして、魚類がいわゆる魚脂として製造せられる場合においても、第二條より第七條までの規定はこれを準用する。こういうような規定でござりまするが、そういたしますると、私どものところは毎年ありまするつき、つかつて

す。ただ考え方のことはそれ以外に審殺という問題がありますが、そういう審殺よりも何よりも、御指摘になつたへい獸の肉が外に出るようなことがありますと、これはまさに公衆衛生上のゆきぎ問題であると考えて、憲然とするような次第であります。私どもいたしましては万一樣の不都合なこと、あるのは手塗、等のことを

いうものに對して、政府がもつと積極的に考  
えの意思があるかどうか、もつとも一般の衛生が完全でない今日において、獸類衛生とい  
うかと思ひますが、しかし今のよ  
うな事實を思ひますときにはなほだ重  
大でありますので、いわゆる獸類衛生  
といふものにつきまして、今後は重大

ことは、屠畜検査員が全國において何名あるか、府縣別に調査を願い、あるいはこれに対する予算がいくらであるか、これらの調査をしてぜひ御提出を願いたいと考えております。

つて、市場に出るような場合には、食晶衛生監視員というものがあつて、それ市内を巡回しておりますから、

なる関心をもつようにはせびこの際お願いしたい。なおそれにつきましても、獸類衛生について最も重大な關係のあることは、いわゆる獸医に関する事

○廢帝(見)委員 それではなお條文についてお聞きしたいのであります  
が、第四條において「公衆衛生上不適

りまして、そうするといかなる結果になるかお聽きしたいと思います。

○三木(行)政府委員 準用規定を適用いたしました場合に、人家の密集して

求いたす次第でありまして、ただ申し上げましたようにこの法律は大綱でござりまするので、実情に副わないようなめちやなことは都道府県知事がや

したいのは、魚脂の製造といふもので、いい獣処理場と同じくここに準用するといふのはどうかと実は考へるのであります。いわゆる魚脂の製造といふものはまた別個に取扱うべきもので、つて、いわゆるいい獣処理場とは別ではないか。何ゆえにここに準用させる

○三木(行)政府委員 魚類の場合におきたいのであります。  
といふ意思であるかということをお聞きいたいのです。

は、いわゆる風族昆虫が跋扈いたしまして、公衆衛生上の問題が多発してございました。従いましてこの法律に要求いたします。この法律によると、

潔、清掃とか、あるいは構造上の不適当なことのないようについてことを要求いたしました次第であります。ただ申し上げましたようにこの法律は大綱でござ

ざいますので、実情に副わないよう  
なめちやなことは都道府県知事がやら



るものと思います。御存じのごとく、ある場合には過失の場合も三年まで、つてもしかたがないのではないか。これは仰せの通りでありますけれども、自発によつてたとえば賣淫すべからずということを知りながら賣淫の斡旋をした者の処罰、重大なる過失によつて知らずにたとえ二年も三年もその商賣を続けて、数千人の者に同じような梅毒を感染させた、こういう二つの事例を並べてみますといふと、故意犯必ずしも重からず、過失犯必ずしも軽からず、こういうふうに考えられるのでござります。

にかかるておりながら賣淫した者が二年以下、ところが、それを知らないで場所を提供した者が三年以下と、うのは、一見不均衡があるようですが、されども、先ほど申し上げました通り、こういう「賣いんのあつ旋、勘諭又はその場所の提供」ということは、今後の社会においては抹殺しなければならないものではないかと考えられます。これは法務廳から提出しました賣春の取締法に、性病にかかるおならい者でも、場所を提供した者、あるいはよう家を経営した者は、五年という重い刑をもつて廻断しておるのであって、このことは御了承いただけるのではないかと考えます。

も公平に見て、みずから責いんした者は二年以下の懲役、一万円以下の罰金である。過失によつて知らなかつた者は三年以下の懲役、二万円以下の罰金である。高橋説明員　ただいまの仰せは一應ごもつとものように考えます。なお私たちもよく考慮いたすことにいたしました。ただ御存じのことく、刑法には罪刑法定主義の原則がございまして、法律に成條なきものは何らの所爲といえども、これを処罰することはできないのでございます。三年以下の懲役、二年以下の懲役と規定されておる場合にいかに重大なる事犯といえども、この法律に定められた刑以上の処分はできないものでございます。刑の範囲内でお處分するを申し上げるまでもなく、法三章をもつて足るといふこの思想は、どこまでも尊いのでござりますけれども、やはり裁判官の活動を基礎とし、國民の総意を反映させる上において、刑の上に輕重をつけ、その法の運営の全きをある意味でチェックし、保障する必要があると考えます。

たときは、少くとも一年以下の懲役、五千円以下の罰金であれば、十分こと足りると思うのであります。過失によつて知らなかつたものでも三年にすることが、妥当であるとお考へになつておられますかどうか。さらに承ります。

○高橋説明員 お答え申し上げます。  
たとえば刑法の第二百十一條に「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金に處ス、重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ」とあります。このうち「重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ」は第一回國会で改正されたものでございります。第一項は先ほど申しました通り自動車の運轉手等の注意力を必要とする行動にある者が、過失によつて人を死傷させたもので、第二項は通常人が重大な過失によつて人を死傷したものも、高度の注意力を必要とされている人たちと同じように扱う。こういふうになつておりますので、この例から申し上げても、二十七條は運用の点にさえ全きを得れば、あまり支障の生じないものではないかと考えております。

○有田委員 ちよつとお尋ねしますが、人を過失によつて死傷した場合は何年ですか。

○高橋説明員 三年以下の禁錮または千円以下の罰金であります。

○有田委員 人を過失によつて殺した場合でも三年以下であります。自動車で過失で人を殺した場合に三年である。そうした過失によつて知らなかつた者も同じく三年である。人を殺した場合に三年が許されるならば、二十七

條などはむしろ第一項も第二項も、一年とかあるいは一年に格下げすべきじやないか。かように考るのですが、御見解はいかがですか。御見解をもつておられますか。

○高橋説明員 私が今刑法の例を申し上げましたのは、御存じの通り刑法は明治四十二年にできたものでございます。

して、この前の國会ではまだ罰金刑についてはある程度刑を上げておりますけれども、懲役については何も手が加えないのでござります。これは私

が、正直に申し上げまして刑をいくら定めるか、これは裁判官の一生の問題であります。現在におきましても六

十五才、七十五才という定年には達するまで、最後まで悩まされるものは、刑をいくらにするかという問題であると

思ひます。私たちも場合によつては、寝ることもできないほど悩んで、一つの刑を決定しておるのでござります。

従いましてこれを三年にしたがいい

か、あるいは人を死傷した場合が三年だから、もつと軽くしていいかといふことになると、やはり裁判官の良心と

連貫、これ以外には三年がない。二年がいいと言い切ることは、私としてもできないことを率直に申し上げねばなりません。なおこの点については十分考慮いたすつもりではございます。

○有田委員 さらに今度は厚生省の方にお尋ねしたいのですが、第二十七條の第二項の過失によつて知らなかつたま同様であるといふのを、一

年以下の懲役または五千円以下の罰金

当委員会において相談をして、こ

ういう刑罰がいいということになります。

したら、政府としてはどういう御方針

をとられますか、そういうようにかえ

られたら、政府案を撤回するというよ

うなおつもりであるか、修正されたな

い言葉はついても、本法の対象には

ならないと考えます。

○瀧野政府委員 お答えいたします。

私たちもとしてはこの原案でぜひお進み

願いたいという考え方であります。ただ

いま法務省からお話をありましたよう

に、ある研究されてここまで来たもの

でありますから、ぜひそうお願いした

たという範囲をひとつ御説明願いたい

と思います。

○高橋説明員 過失によつて知らなかつたといふのは、先ほど申し上げまし

た通り、これが適用されるのは非常に

狭いのではないか、と申しますのは、自

分は大体かつてあるなということを

承知の上でやつたとすれば、はつきり

とかかっていることを知らなくとも、

かかるでいるなと考え、自分はどうせ

商賣だから、せつかく來たお客を帰す

のもばかりしいと考えてやつたとい

うような場合ですと、これはもちろん

故意犯として扱われるもので、先ほど

ございません。いろいろな場合

申し上げました未必の故意犯であつ

て、過失犯ではないのであります。

純粹な過失犯といふのは、いろいろ

手を盡したけれども知らなかつた

ことになると思ひます。

○有田委員 たとえば病院の方で治つ

たといふのと、自分が商賣をしておつた場合、病氣がうつつ

てはいかぬでございます。その点をお

聞いていただきたいと思います。

○瀧野政府委員 お答え申し上げま

す。この法律につきましては必ずしも

病氣にかかるて病院に行つてきました

だ、では治つたという証明書を見せて

かりまして、本議会に提出いたしま

したもので、重大なる何か問題があ

りません。立法府において御修正もし

かたがないと思いますが、私たちとし

てはいいと思ってやつたところが、あ

はからんやかかっておつたというよ

うな場合には、過失ではない。結局知ら

なかつたといふことで処罰の対象には

はいらないものと思います。

○高橋説明員 たとえば本人が、以前

病氣にかかるて病院に行つてきました

といふことが書いてあつたので、自分

はいつようにして、証明書を示さ

れ、その証明書にちゃんと全治した

といふことが書いてあつたので、自分

が、同意見であり、もつともあると思われるようなことを、それが私どもは、これはいわゆる法律技術のことはまつたく素人でありますから、いわゆる本質的なことを主として申し上げるので、その本質的なことを申し上げたことについては、ある点同感され、同意された点がありますが、しかしそれをして、法文の上ではどうもこれ以外には書きようがないという場合、ではその法文をそのままにしておいて、われくの意見を活かすような方法というか、工夫というか、こういう方法があります。こういう便法もあります、というようなことができるかどうか、そういう点についてひとつお聞きを願つておきたいと思います。

○福島政府委員 田中委員の御意見に對しまして、法文につきましては、この通り立法いたします場合においても、具体的に実行する面においてはこいつによつて十分に活かしていくよろうというふうにしたらいいというような問題がござりますれば、それを運営いたしたい。その一例を申しますれば、この間有田委員もおつしやつたように、法文にはございませんが、写真を添附するようにしたらどうか。これはそういうふうにしたいと思います。

○武田委員 性病の点につきましては、この法文を活していただきまして、具体的な問題の場合におきましては、どういう方針をとりたいと思つておるであります。

○武田委員 性病の点につきましては、これは前に質問があつたと思うのであります。國民の全体にわたつての性病の診断は、これではできないわけにならておるのであります。ここでは結婚とか、妊娠とか、あるいは特殊な場

合に性病に対する診断とか、それに対する注射という措置が講ぜられておりますけれども、現在の段階では私はこの法文だけではたして性病の予防ができる程度までできるかということについては、非常に疑いをもつものであります。それについて、殊に最近賣淫取締法というものが発せられるといいましたならば、私どもの一番恐れておりますことは、こういう性病が取締りの中から下の方にはいつてしまいまして、そこであるいは予想外のものが現われはしないか、こういわおそれをもつております。それに対しての対策を伺います。

○濱野政府委員 この疾病のいろいろな予防は、ほんとうに取締るというよりか、よく知識を教えまして、率先してそれに参加していただき。早期診断、つまり予防の徹底、こういう言葉を私どもよく使いますが、私たちのいきたいことが協力され、それによつて進んでいただけたことが、私たちの衛生の仕事のアシンシアルであると思つておるのであります。この性病予防法においては、まずは、國民の徹底的な治療、それから予防衛生教育によつて、個人々々が病氣を防いでくれというようなことを始めに書きまして、その第六條あたりからいろいろ、病氣のことが出てまいりますが、この手續が非常に煩わしい。

○武田委員 性病の点につきましては、これは前に質問があつたと思うのであります。國民の全体にわたつての性病の診断は、これではできないわけにならておるのであります。ここでは結婚とか、妊娠とか、あるいは特殊な場

つてきたり、どこからもらつてきたかといふことがよくわからました。それを届け出で、それを早く治してあげるということが、一番必要であると私は思ひます。今朝ほど申しましたアメリカなどでは、戀人からうつされたら、戀人を連れて一緒に保健所に来る。こういうかたちにまでなります。そう、う意味において今後は性教育とか性病の予防的な知識の普及とか、そういう方面で極力努力いたします。それで、私たちのやる衛生行政はこういう一つの法則のもとにいたしますが、一番その根本は、よく教えて、自発的に協力していただき、こういう趣旨で性病予防法を実施していきたいと思います。

○武田委員 予防局長のお話は一應よくわかるのでござりますが、アメリカのように戀人が病氣にかかる場合に一緒に病院に伴うといふになれば非常にらくなんござりますけれども、現在の状態でござりますと、むしろ日本ではこれを不名誉だといふふうなことで隠蔽する。結婚の場合でも、日本ではこれが公表されることがあります。これが表に出るから治せないと、うおそれもあります。これについて治療に對して、この法文にあります以外の自宅治療ということは今はほとんどいふうな状態になりはしないかといふふうな状態でござりますが、それではやはりこれ一方で押切つていくべきものとお考へございましようか。

○濱野政府委員 要するに性病にかかる人が早く性病を気づきまして、徹底的に治療していただきことが一番結構なのであります。そういう意味におきまして性病の教育を徹底的にいた

が、保健所の方でこれを届けましては、これは表向きになつてはいけないから、内緒で医者の治療を受けたい、それが届け出で、それを早く治してあげるということが、一番必要であると私は思ひます。今朝ほど申しましたアメリカなどでは、戀人からうつされたら、戀人を連れて一緒に保健所に来る。こういうかたちにまでなります。そう、う意味において今後は性教育とか性病の予防的な知識の普及とか、そういう方面で極力努力いたします。それで、私たちのやる衛生行政はこういう一つの法則のもとにいたしますが、一番その根本は、よく教えて、自発的に協力していただき、こういう趣旨で性病予防法を実施していきたいと思います。

○武田委員 予防局長のお話は一應よくわかるのでござりますが、アメリカのように戀人が病氣にかかる場合に一緒に病院に伴うといふになれば非常にらくなんござりますけれども、現在の状態でござりますと、むしろ日本ではこれを不名誉だといふふうなことで隠蔽する。結婚の場合でも、日本ではこれが公表されることがあります。これが表に出るから治せないと、うおそれもあります。これについて治療に對して、この法文にあります以外の自宅治療ということは今はほとんどいふうな状態になりはしないかといふふうな状態でござりますが、それではやはりこれ一方で押切つていくべきものとお考へございましようか。

○濱野政府委員 要するに性病にかかる人が早く性病を気づきまして、徹底的に治療していただきことが一番結構なのであります。そういう意味におきまして性病の教育を徹底的にいた

が、保健所の方でこれを届けましては、これは表向きになつてはいけないから、内緒で医者の治療を受けたい、それが届け出で、それを早く治してあげるということが、一番必要であると私は思ひます。今朝ほど申しましたアメリカなどでは、戀人からうつされたら、戀人を連れて一緒に保健所に来る。こういうかたちにまでなります。そう、う意味において今後は性教育とか性病の予防的な知識の普及とか、そういう方面で極力努力いたします。それで、私たちのやる衛生行政はこういう一つの法則のもとにいたしますが、一番その根本は、よく教えて、自発的に協力していただき、こういう趣旨で性病予防法を実施していきたいと思います。

○武田委員 予防局長のお話は一應よくわかるのでござりますが、アメリカのように戀人が病氣にかかる場合に一緒に病院に伴うといふになれば非常にらくなんござりますけれども、現在の状態でござりますと、むしろ日本ではこれを不名誉だといふふうなことで隠蔽する。結婚の場合でも、日本ではこれが公表されることがあります。これが表に出るから治せないと、うおそれもあります。これについて治療に對して、この法文にあります以外の自宅治療ということは今はほとんどいふうな状態になりはしないかといふふうな状態でござりますが、それではやはりこれ一方で押切つていくべきものとお考へございましようか。

○濱野政府委員 要するに性病にかかる人が早く性病を気づきまして、徹底的に治療していただきことが一番結構なのであります。そういう意味におきまして性病の教育を徹底的にいた

が、保健所の方でこれを届けましては、これは表向きになつてはいけないから、内緒で医者の治療を受けたい、それが届け出で、それを早く治してあげるということが、一番必要であると私は思ひます。今朝ほど申しましたアメリカなどでは、戀人からうつされたら、戀人を連れて一緒に保健所に来る。こういうかたちにまでなります。そう、う意味において今後は性教育とか性病の予防的な知識の普及とか、そういう方面で極力努力いたします。それで、私たちのやる衛生行政はこういう一つの法則のもとにいたしますが、一番その根本は、よく教えて、自発的に協力していただき、こういう趣旨で性病予防法を実施していきたいと思います。

○武田委員 予防局長のお話は一應よくわかるのでござりますが、アメリカのように戀人が病氣にかかる場合に一緒に病院に伴うといふになれば非常にらくなんござりますけれども、現在の状態でござりますと、むしろ日本ではこれを不名誉だといふふうなことで隠蔽する。結婚の場合でも、日本ではこれが公表されることがあります。これが表に出るから治せないと、うおそれもあります。これについて治療に對して、この法文にあります以外の自宅治療ということは今はほとんどいふうな状態になりはしないかといふふうな状態でござりますが、それではやはりこれ一方で押切つていくべきものとお考へございましようか。

○濱野政府委員 要するに性病にかかる人が早く性病を気づきまして、徹底的に治療していただきことが一番結構なのであります。そういう意味におきまして性病の教育を徹底的にいた

のにふたをする観念をやめて、徹底的にわからしていく方がいいのではないかと存じます。なお私たちの手もとにあるものを見ますと、午前中齊藤委員から質問がありましたように、まつたく本に書いてあるような典型的な症状を見る点はあります。こういう点は速やかにわからして、性の教育という問題について——これはちよつと上にくと猥褻罪になりますので、そのところは非常にむつかしいものがありますが、これも法務廳その他と連絡をいたしまして、この程度ならよからうといい線を引き／＼やりたいと思います。

病の上に不用意にうつるという場合もまずないと言つていい。ほんとうの特定の場合でなければ傳染しないのでござります。そういう場合も届出をして、そして傳染病としての取扱いをなさなければならないということは、一應わかるのでござりますけれども、ただ自療法といいますか、もつと強いて言えば自己療法といいますか、そういうものはどうお考えになりますか。

○有田鑑 舊少年法の改正の問題につきまして、司法当局並びに委員長に沿尋ねいたします。少年法の問題は第一國会で通りました兒童福祉と関連があるのであります。聞くところによりますと、司法委員会に合同審議を個人的に委員長はお申し込みになつたが、司法委員会の方で断つたというようなことを傳えて聞いておるのであります。その間の交渉状況を承りたい。

る。ところが少年法を改正する法律案だけは是非でも通さなければならぬといつたよな筋からの命令がある。そこで私といたしましては委員会に對しまして、厚生委員会との間において合同審査をするように申しこんでみるというお話をございました。それで先ほど司法委員長に会いまして、厚生委員会の空氣は合同審議を進めたいだきたいというような命だけれども、あなたの御都合はどうかといふ点を聽きましたところが、緊急を要することであつて、ぜひきよう中にでも上げてしまわなければならぬような状態である。そこで厚生委員の方から、合同審議を申しこんでくるということになれば日程がないことになりますし、かえつて委員会を運営する上においても都合が悪いような状況になるのであるがゆえに、どうか委員外発言を許しますから、委員の方においでを願つて発言をしていただきたい。委員外の発言を許されることがあれば、合同審議と同様の効果があるのではないか、こういうお話をありましたので、私の方も事情は万々むを得ないことでありますので山崎道子女史の委員外発言をお願い申し上げて引取つてまいります。

べて仰せのように厚生省の所管として、なるべく刑事処分に付しないで現われた條文なのであります。こういう答弁があつたのであります。

さらに國務大臣として鈴木義男君が、つまり一般の不良少年と大部分の強制保護施設に入れなければならぬ少年だけは、人身の自由を非常に拘束するのであります。普通に厚生大臣にはやれないことになるのであります。これはどうして一つの強制力、検察権のようなものをもつたものが干與しなければならない部面でありますので、ごく少數だと思います。虞犯少年の中の特に少年裁判所によつて保護处分に付する旨の決定のあつた少年だけをお引取る。その他の大部分の虞犯少年はみな厚生省に属するのであります。かような政府としての答弁があるのであります。今回の少年法の問題について、政府原案に法務廳は反対であるといふような御意向がありました。これについての御見解を伺いたい。

○高橋説明員 ただいま御質問の事項は、私申說ないことですが存じません。それは法務行政関係の少年矯正局で扱つておりますが、私は検務局の方におりますが、そのことについてお答えします。それは法務行政関係の少年矯正局は全然存じておりません。御質問の趣旨は帰りましてから、よくお傳えすることにいたします。

○有田委員 このことにつきましては

[1034].



はありません。診断書には小水と血液反応、そのほかの点は当事者同志でよく話していく。こういうように技術的方面、それから設備の面からいたしまして、困難ではないかと思いますが、つとめてそういう方向へ行くべきものと存じます。御了承を願います。

○山崎(音)委員 設備が足らないといふ御答弁であります。この設備は可及的速やかに完備しなければならないと考えます。それはどのくらいの期間があつたらできるのでござりますか。

○濱野政府委員 設備の方から申しますと、このワッセルマン反応は血液を

とりまして、それにやきの血、セルモ

ウトの血を加えまして試験をするので

あります。相当の設備が要ります。保健所が拡充されまして、そこの設備も

全部整えればよいが、今の保健所は人

口十万の所に一箇所であります。そ

うところで現在普通一週間に二件ど

らい。動物の関係で戦争前でもそれ

が起ります。同時に今申しましたよう

に、ワッセルマン反応だけできめられ

るものでない。向うがどこまでも見せ

て差支えない、こういうことがおのず

から性教育によつてできてくれるべき

は当然できると思ひます。

○山崎(音)委員 どうも局長の言葉は

少し私は嫌だと思います。やらなければ

ならないということになれば、さよ

うな方向へもつて行くのが私たちの立

場であろうと思う。今政府は法律はこ

うしておこないことがありますが、私は

反対であります。法律はあくまでも理

想であります。この理想へもつていく

べくわれくは努力しなければならぬ。なぜこれを強調するかと申します

と、このごろの花柳病の蔓延ははなは

だいものがあります。殊にこれが從

来と違いまして、家庭に深くはいつて

おられます。先日私が耳にしたなまく、

しい話でございますが、結婚して三日

目に花嫁さんが失明をした。しかもそ

れがあつたらできるのでござりますか。

三日目失明した。いち／＼調査した

ところが、お嫁さんが性病をもつてい

るということがわかつた。こうした不

幸なことが各所に繰返されており、こ

ういうことを考へ、また生れた子供が

流産したり、あるいは白痴になり、犯

罪人となる。らるる社会悪の根源を

なじむるものが性病であることを考

えますとき、恥かしいから云々といふ

ことは、性教育の徹底によつて改めら

れることでございまして、診断するこ

とによつて、自分は潔白なからだであ

るといふ自信がもてる方法を、なぜい

うでない。向うがどこまでも見せ

て差支えない、こういうことがおのず

から性教育によつてできてくれるべき

は当然できると思ひます。

○濱野政府委員 第八條の問題は山崎

委員御指摘通り、そういう意味によ

つて是重要な問題であります。これ

については再三再四診断書交換に対する

第一類第七号 厚生委員会議録 第二十一号 昭和二十三年七月二日

る請願も出ております。政府におきま

し

して

も、

この八條、九條について特に

関係の人の公徳会式のものを数回開き

まして、こういう問題に対してもいろいろ討論をいたしましたが、實際にお

いてそういう診断は非常にむずかしい

らしいものがあります。殊にこれが從

来と違いまして、家庭に深くはいつて

おられます。先日私が耳にしたなまく、

しい話でございますが、結婚して三日

目に花嫁さんが失明をした。しかもそ

れがあつたらできるのでござりますか。

三日目失明した。いち／＼調査した

ところが、お嫁さんが性病をもつてい

るということがわかつた。こうした不

幸なことが各所に繰返されており、こ

ういうことを考へ、また生れた子供が

流産したり、あるいは白痴になり、犯

罪人となる。らるる社会悪の根源を

なじむるものが性病であることを考

えますとき、恥かしいから云々といふ

ことは、性教育の徹底によつて改めら

れることでございまして、診断するこ

とによつて、自分は潔白なからだであ

るといふ自信がもてる方法を、なぜい

うでない。向うがどこまでも見せ

て差支えない、こういうことがおのず

から性教育によつてできてくれるべき

は当然できると思ひます。

○濱野政府委員 第八條の問題は山崎

委員御指摘通り、そういう意味によ

つて是重要な問題であります。これ

については再三再四診断書交換に対する

第一類第七号 厚生委員会議録 第二十一号 昭和二十三年七月二日

る請願も出ております。政府におきま

し

して

も、

この八條、九條について特に

関係の人の公徳会式のものを数回開き

まして、こういう問題に対してもいろ

うう診断書を書けと言つても書きき

れぬというのであります。書けない診

断書を法律によつて書けというの無

いと

ういう診断書を書けと言つても書きき

れぬというのであります。

これは六月二十四日の

婦人民主新聞に取上げられた記事でござりますが、「ぶり返すかその本性、耐

えられぬ辱め、不当検診、今度は夜の

有樂町街頭から」というので、去る五

月四日、聖路加病院の看護婦さん、大

蔵省の講習所教官の娘さんで、銀座教

会の英語教師をしておられる方が、夜の

八時ごろ勤務の帰りを有樂町ガード

附近を通りかかると、やにわに警官隊

が現われ、弁解も聽かばこそ、むりや

り捕えてトラックに乗せ、麹町署に

連行された。トラックで運ばれた二百

余名のうち、小倉さんたちは三十名

は取調べの結果、身許が明らかになつ

たにもかかわらず豊多摩病院に運ば

れ、一晩泊められて強制検診の上、よ

うやく翌日帰された。その上病院では

入院料として二百円を請求、早く帰り

たときに一同は泣く／＼言う通りの料金

まで支拂つて帰つてきたといふのであ

ります。そうして被害者の人たちは、

病院に連れて行くといふこと

が、予防局長は、連れて行つたらどう

分等が明らかになつた場合にもこれを

病院に連れて行くといふこと

が、予防局長は、連れて行つたらどう

ことになりますから、ここにもあ

ります。こういうことになりますから、

が、予防局長は、連れて行つたらどう

ことになりますから、

は人権蹂躪などと思うのでございま

す。

が、予防局長は、連れて行つたらどう

ことになりますから、

は人権蹂躪などと思うのでございま

本法案は、疾病や戦傷、災害等で中年で失明した人々がその環境の激変により、経済的に又精神的に非常な障害を受け極めて困窮状態にある実情に鑑み、これ等の人々に適切な保護を加え、人生の光明を與えるため東京都と栃木県に國立の光明寮、即ち失明者の收容保護施設を開設するものである。

二、議案の可決理由  
本法律案は、民法、刑法、その他諸法令の改正に伴う必要措置を講じたもので、適當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月二日

厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

生活訓練とともに自立に最も必要な職業であり、且つ、最も適するはりきゆう、あん摩等の職業補導を與え、もつて自立させることを目的とするものである。

### 二、議案の可決理由

失明者保護の重要性に鑑み、失明者に対し生活訓練と職業補導とを実施させることを時宜に適する措置と認め、本法律案はこれを可決すべきものと議決した。

### 三、本案施行に要する経費

約七十九万円

右報告する。

昭和二十三年七月二日

厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

### 一、議案の目的及び要旨

新民法の施行その他諸法令の改廃に伴い、諸般の改正を行なうのが本法律案の目的である。即ち民法の改正による家の廢止に伴い、扶助料、「一時扶助料」を給付される遺族の範囲、順位等の規定を整備し、刑法の改正に伴い、恩給の失権又は停止の区分となる刑期を改め、警察法及び消防組織法の制定並びに保健所制度の改正に伴い、必要な経過的措置を講じてい